

# 2月2日からスタート

## 市県民税申告相談

十年度（九年分）の市県民税申告相談が二月一日から始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出された申告書に基づいて計算されますので、期間内に正しい申告をお願いします。

ださい。

☆年金所得だけのかた

※医療費、社会保険料などの各種控除を受けようと/orするかたは申告が必要です。

### 申告が必要なかた

不動産（地代、家賃）、給料（中途退職を含む）などの所得があつたかた。

☆10年1月1日現在、大館市に住んでいて、9年中（1月～12月）

に、営業、農業、その他の事業、

※申告書裏面の「収入がなかつたへ」欄に記入のうえ、申告して下さい（郵送可）。

☆大館市に住んでいなくても、10年1月1日現在、大館市に自分で使用している事務所、事業所があるかた。

### 申告が不要なかた

☆所得税の確定申告書を税務署へ提出するかた。

☆給与所得だけのかたで、給与支払い報告書が勤め先から市役所へ提出されているかた。

※不明の場合は勤め先でご確認く



### 農業所得があるかたへ

農業所得についても、個々の納稅義務者が收支計算するのが原則ですが、農業所得の收支を記帳していないかたのために市では「農業所得標準」を作成しています。

この「農業所得標準」で申告するかたは、次のものを必ずご持参ください。

◎臨時雇用費の控除を受けるかたは、雇用控帳、支払い金額などを証明できる資料。

◎標準外経費として別途控除対象となる大型農機具（トラクターやコンバインなど）などを9年中に取得したかたは、取得年月、取得価格などを証明できる書類（売買契約書など）。

### 不動産所得があるかたへ

不動産所得や不動産所得があると思われるかたには、申告書と收支計算書を送付しています。自分で所得金額を計算して記入のうえ申告書に添付してください。九年中に新たに事業を開始したかたで、收支計算書が同封されていなかつたかたは、市役所税務課へご連絡ください。

